

1 基本的な視点

この計画の策定及び個別事業の実施に当たっては、次の5つの視点を基本とします。

(1) 子どもの視点

子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、子どもの権利条約の締結国として、子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。特に子育ては男女が協力して行うべきものとした取り組みを進めます。

(2) 次代の親づくりの視点

子どもは次代の親になるという認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう長期的な視点に立った取り組みを進めます。

(3) サービス利用者としての視点

小さな町、子どもが少ない町であっても子育て家庭の生活環境や子育て環境は様々であり、支援に対するニーズも多様化しています。中山間地域に属するわが町の産業構造や保有する資源等、地域的な特性を踏まえ、「津別らしさ」を活かし、この多様なニーズに柔軟に対応できるよう総合的に取り組みを進めます。

また、幼保一元化をはじめ一時預かりなど子育てサービスの実施のほか、その質の向上について重要であることから人材育成等サービスの質の向上を進めます。

(4) 社会全体で子育て支援をする視点

子どもにとっての父母、その他保護者が子育てについての第一義的責任を有することが基本ですが、子育てに関する活動を行うサークルや自治会、子ども会等の団体のほか、個人レベルにおいても子育てを支援する人もいます。これらの子育て支援団体等や行政、地域、企業などの協働により社会全体で子育てを支援する新たな子育て支援ネットワークづくりを進めます。

(5) すべての子どもと家庭への支援をする視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立等の問題を踏まえてすべての子どもと家庭を広く支援する取り組みを進めます。

2 基本理念

父母、その他の保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本認識の下に、明日を担う子どもたちが心豊かで健やかに育つことは、社会が発展するためには欠かせないものです。子育てが喜びであり、楽しみであることを実感でき、子どもたち一人ひとりが自分らしさと主体性を持った大人に成長することは、親はもちろん、地域社会としての願いです。そのためにも世代を越えた人々の温かいまなざしと支えによって、子どもたちがのびのびと成長していく希望の持てるまちづくりを目指します。

3 基本目標

この計画の基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。また、これら3つの基本目標に基づく方針・施策は、それぞれが密接に関連していることから、総合的な子育て支援施策を横断的に実施していきます。

(1) 健やかに生み育てるまちづくり

子どもを産むか産まないかは、当事者の自由な選択に委ねられるべきものですが、産みたいのに産めない人のためには、行政や地域社会が子どもや母親の健康、安全、安心の確保に対する努力をすることが必要です。そのためには、安心して妊娠、出産できる環境づくりや、乳幼児に対する健康診査と事後指導、相談体制などの充実と小児特有の疾病に対応すべく医療機関との連携など母子保健環境の充実を推進するとともに、発達障害の早期発見や早期対応に努めていきます。

また、女性の社会進出の増加に伴い、子育てしながら働きやすい環境づくりをより一層推進します。仕事と子育ての両立への支援も育児・介護休業制度の普及や安心して子どもを預けることができるサービスの充実が重要となってきます。子どもや家庭に配慮した生活環境の充実や男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てる意識の醸成を図ると共に、子育て家庭が抱える様々な負担感の軽減を図るため、すべての家庭で安心して子育てができるよう社会全体で子育て家庭を支える体制をつくります。

さらに、子育てすることにより享受すべき喜びを十分に感じることでできる環境づくりや、四季を通じ豊かな自然を活かした親子の交流、あるいは世代間交流など地域の特性や資源を最大限に活用した仕組みづくりを推進します。

基本施策1 安全な妊娠・出産、健やかな発達への支援

基本施策2 子育て家庭への支援

基本施策3 支援を必要とする子どもや家庭への支援

(2) 子どもがいきいきと成長できるまちづくり

父親・母親が子育ての楽しさと難しさを共有しつつ、事業所においても職場慣行や意識を変え、子育てや家庭生活と仕事が両立できる職場環境の整備を進めていきます。

また、子どもがいきいきと成長していく過程の中で社会性を育むためには家庭、学校、地域社会などの環境が重要であり、快適な住宅空間やのびのびと活動できる地域空間の確保が必要です。そのような環境の中での様々な体験や交流の中で子どもの豊かな人間性が築かれます。心とからだの健康をつくるため、運動面、文化面での体験や鑑賞ができる機会の創造に努めていきます。

基本施策1 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

基本施策2 子どもが健やかに育つための環境の整備

基本施策3 子どもの健康の確保

基本施策4 子育てを支援する生活環境の整備

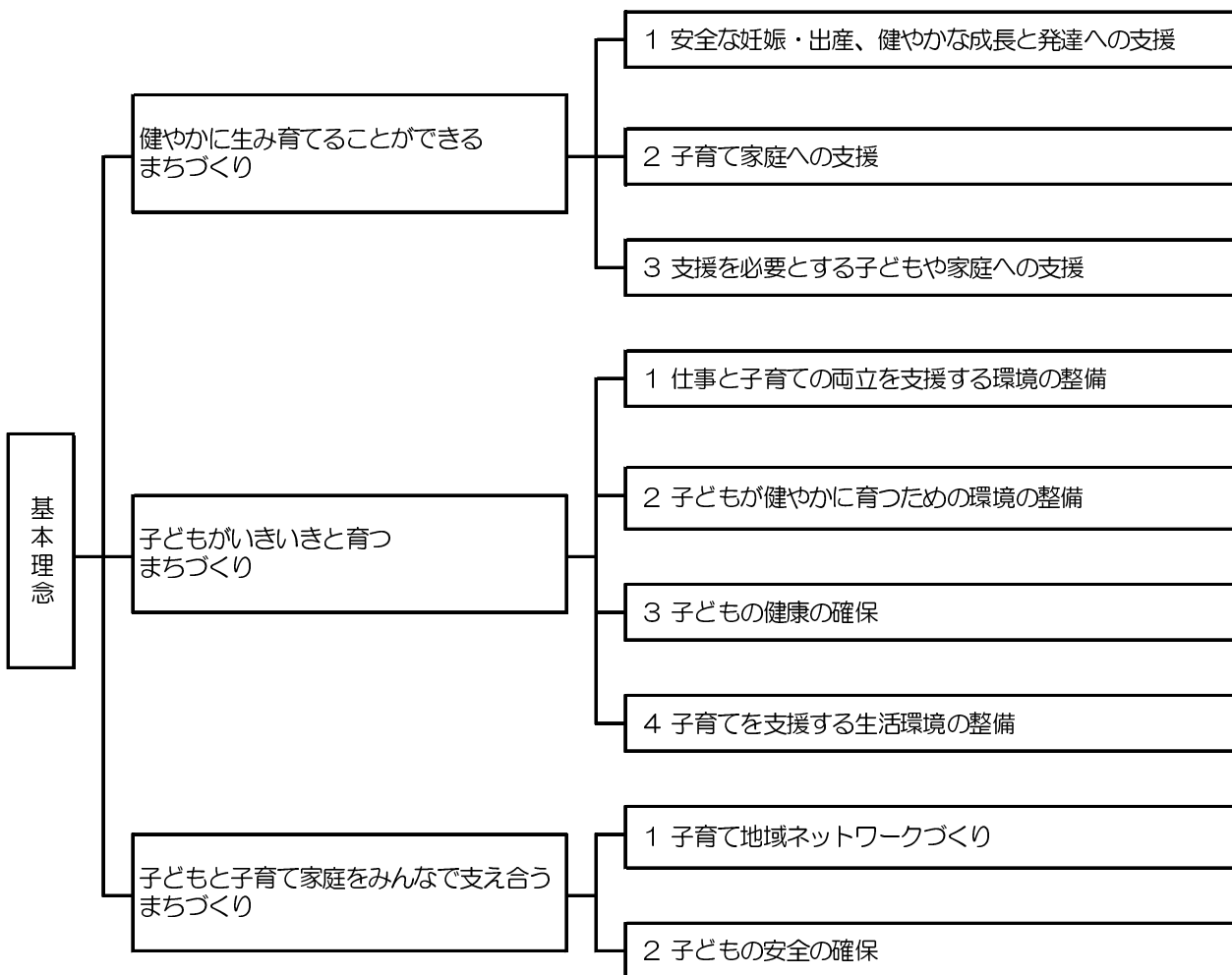
(3) 子どもと子育て家庭をみんなで支え合うまちづくり

次世代育成支援対策推進法の理念にもあるように「父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有する」のは当然のことですが、地域社会もまた親の子育ての側面的な役割となりますが、子育ては次代の担い手を育成する営みであるという観点から、子どもと子育て家庭を支援することが求められています。「ひとりで子育てをしているのではない」という感覚をすべての親が持つよう、自分に子どもがいる、いないにかかわらず、子どもたちの成長に温かなまなざしを注ぐ人が増えていくような地域社会を目指し、子どもと家庭を地域全体で支えていく取り組みを推進します。

基本施策1 子どもと子育て家庭をみんなで支え合うまちづくり

基本施策2 子どもの安全の確保

4 計画体系及び基本施策



※事業項目は別紙